

## 令和4年第4回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年12月13日（火曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第63号 大洗町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第67号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 公共下水道事業の地方公営企業法等適用に伴う関係条例の整理に改正する条例
- 議案第69号 和解に関し議決を求めることについて
- 議案第70号 調停の成立に関し議決を求めることについて
- 議案第71号 指定金融機関について
- 日程第 4 議案第72号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第73号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 寄附の受入れについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	9番	海老沢功泰君
10番	勝村勝一君	11番	坂本純治君
12番	菊地昇悦君		

欠席議員（1名）

8番 和田淳也君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

今定例会はマスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、私と事務局長はタブレットを使用して会議を進めさせていただくのとあわせ、インターネット上でのライブ配信を職員対象に行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

---

開議 午前 9時30分

#### ◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は11名であります。

これより令和4年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 柴田佑美子君、3番 櫻井重明君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月13日から12月14日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

◎議案第63号ないし議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第63号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第63号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお聞きください。

議案第63号につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給割合を、年間0.05月分引き上げるものであります。

次に、3ページをお聞きください。

議案第64号につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑み、大洗町職員の給与を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、給料においては、若年層に重点を置き、給料表を平均0.3%引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を年間0.1カ月分引き上げるものであります。

次に、25ページをお開き願います。

議案第65号につきましては、職員の給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料も見直しを行うものであります。

あわせて、現在、職員と会計年度任用職員においては同じ給料表を用いていることから、大洗町職員の給与に関する条例に規定する給料表を引用できるよう、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第63号、第64号及び65号の議案3件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第63号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第63号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第64号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第65号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第66号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第66号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

32ページをお聞きください。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備するものであります。

主な改正の内容といたしましては、職員の定年年齢を令和5年度より段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とするものであります。

また、定年引上げに伴い、管理職の上限年齢を60歳までとする役職定年制や、61歳となる年度以降、定年まで短時間勤務を可能とする定年前再任用短時間勤務制を導入し、多様な働き方を選択できるようにするほか、職員定数の見直しや対象職員に係る給与を7割とするなど、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第66号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） これより議案第66号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第66号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第67号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第67号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

82ページをお聞きください。

本案につきましては、住民票の写し等各種証明のコンビニ交付手数料を引き下げることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機により

各種証明書を交付する場合の手数料を300円から200円に引き下げ、窓口における交付手数料より減額することにより、マイナンバーカードの利便性に関する周知、コンビニ交付の利用率の向上及び窓口の混雑緩和を図るものであります。

以上、議案第67号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第67号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第68号 公共下水道事業の地方公営企業法等適用に伴う関係条例の整理に改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第68号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

89ページをご覧ください。

本案につきましては、公共下水道事業が令和5年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することに伴い、関連する16の条例の改正と整理を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、適用される法律が地方自治法から地方公営企業法に変更されることから、公営企業に係る公共下水道事業を設置するとともに、法制度との整合を図るものであります。

以上、議案第68号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第68号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 90ページですが、この中で中段の第7条の中で「規則」を「規程」に改めるというふうになってますが、この「規則」と「規程」に改めるその意味合いですね、「規則」と「規程」の意味合い、で、どういうふうにこれを、なぜ変えることが必要になったのかということ伺います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

「規則」を「町長」に変更した理由というところでございます。まず規則を定めることができるものにつきましては、地方自治法第15条によりまして、普通地方公共団体の長の権限に属する事務ということですので、今回、地方公営企業法に伴う公営企業会計に移行した場合には、適用されません。そのためですね、地方公営企業法では、管理者はですね業務に関して管理規程を制定することができるということになっておりますので、規則というものは規程に直すことになってございます。

以上でございます。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします議案第68号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第69号 和解に関し議決を求めることについて議題いたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第69号 和解に関し議決を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町内の学校施設で起きました公務上の災害による事故について、学校側に安全配慮義務違反があったとする令和3年（ワ）第320号国家賠償請求事件について、令和4年12月8日に水戸地方裁判所からの和解の勧告がなされたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第69号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第69号 和解に関し議決を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号 和解に関し議決を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第70号 調停の成立に関し議決を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第70号 調停の成立に関し議決を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、水戸簡易裁判所令和3年（ノ）第47号債務弁済協議調停事件について、調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

調停成立の方針につきましては、差押物件に税に優先する抵当権が設定されており、調停における調査によって申立人の財産、収入状況、建物の評価額、債権の現在額が判明し、町への配当が見込めないことから調停条項を受け入れようとするものであります。

以上、議案第70号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第70号 調停の成立に関し議決を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号 調停の成立に関し議決を求めることについて、原案のとおり

決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第71号 指定金融機関について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第71号 指定金融機関について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、大洗町指定金融機関として令和5年6月1日から株式会社常陽銀行を単独指定とするため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定金融機関につきましては、平成27年6月より常陽銀行と筑波銀行の2行を、輪番制により2年交替で指定してまいりましたが、情報通信技術を活用したキャッシュレス化の推進など公金取扱いの効率化に対応するため、指定の見直しを図るものであります。

以上、議案第71号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第71号 指定金融機関について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 指定金融機関についてなんですが、これは現実的な問題として輪番制というのをとった。我々のほうでも議決させていただいて輪番制が今行っておりますけども、この輪番制というものを行って、まあもう6年ぐらいになりますか、もう少しになりますか。その中でですね、一回一回のコストというのがどういうふうに変ってきてるのか。更に、その手続き上の問題で何か瑕疵がそこにあったかないか。私たちまだよく理解できてないところがあるような気がして、果たして輪番制を続けるというのはいいかどうかというのでも議論する必要もあるんじゃないかって感じるわけなんです、そのあたり担当としてはいかがでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 会計管理者兼会計課長 米川英一君。

○会計管理者兼会計課長（米川英一君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

輪番制におきましてですね、過去4回の交代を8年経過をしております。その交代、6月1日が基本的には、出納整理期間終わった6月1日が交換の時期となりますが、そのタイミングにおいては、約20万前後、20万から30万弱のお金ですので、銀行が変わるごとにそのお金を収納する機械の入れ替えでありますとか、あと看板の設置費用でありますとか、そういうところがかかってまいります。そのほかに事務的なところで申し上げますと、年度末の会計課の業務がちょっとこうだんだん過密になる時期、その時期に、まあ契約の事務、これはちょっと詳細な契約の名目はちょっと今置

いてきてしまいました、7本ですかね、7本から8本の契約をちょっと済ませなくてはなりません。それを読み込んで一応契約をし直すという事務もございます。それから、年度末、それから出納整理期間過ぎましてすぐ決算の事務っていう、一番、会計課が一番ですね過密になる、業務が過密になる時期の入れ替えの業務が重なってくるというのが、会計課業務的にはかなり負担になりますし、まあ指定金融機関が変わるということで、今度は振込先が、当然メインバンクが変わりますので、今度は国から返ってくるお金ですとか、そこが前に申請したものと違ってしまうというような、そういうこと致し方ないエラー的なものも発生しますし、職員が、私どもの指導も行き届かないかもしれないけれども、職員が打つ伝票においても指定金融機関が変わったことを把握できてない場合の間違いでありますとか、そういったものも現状ございました。

そういうところを踏まえまして、今後、コロナ禍を受けてのキャッシュレス化に進みますその中においてはちょっと長期的な取り組みもちょっと必要であるというところで、2年交代ではちょっと対応しきれない。2年でまた戻ってしまうようなところもありますので、そういったところで今回提案をして今に至ってるというところがございます。

○11番（坂本純治君） いいです。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 輪番制からこの常陽銀行に一本に絞るということでもありますけども、まあ2社あった中で常陽銀行、こちらを選択した理由というのがあれば。

○議長（飯田英樹君） 今村議員ちょっとお待ちください。マイクがちょっと聞き取れません、よく。交換していただきたいと思います。

○7番（今村和章君） 大丈夫ですか。

2社の中からですね常陽銀行を選択したという何かその理由があればお知らせをしていただくと、もう一つはですね、この提案理由の中にもありますけども、キャッシュレス化などの公金取扱いの効率化と。この効率化というのは何を効率、まあ示してるかというかですね、効率化っていうのを図るといのはどういう内容のものなのかを教えてくださいと思います。

○議長（飯田英樹君） 会計管理者兼会計課長 米川英一君。

○会計管理者兼会計課長（米川英一君） 今村議員のご質問にお答えいたします。

今年の8月全員協議会ですね、をもちまして説明申し上げました。8月の22日に議員の皆様にもまずご説明をさせていただきましてスタートしたわけですが、その後の流れについてまず説明をさせていただきます。

皆様にご説明をした後ですね、町内4行の本店また支店がある銀行ということで、町内4行の銀行に町の指定金融機関を単独で受託していただけますかという意向調査をさせていただきました。その中で、筑波銀行と常陽銀行、2行が受託が可能でありますというところでのご返事をいただきました。それを受けまして、町としましては指定金融機関の指定候補選定委員会というところでですね、その組織に諮問をいたしまして、その答申を受けて今回の議案を上程するという形になってございます。

もう一つの質問でございます公金取扱いの効率化というところでございます。先ほども申し上げましたが、コロナ禍を受けましてからキャッシュレス化というのが非常にすごいスピードで進んでおりまして、今回の常陽銀行さんに決まった経緯につきましても、まあ利用者数がかなり町の中ですね、役場前のATMに関しましても利用者数によりまして多いほうが残ったという経緯もございまして、その3年度の、昨年度の利用実績等々でちょっと常陽さんが上回ったという、上回ってまして、で、公金の効率化を目指す上でやはりこれから口座引き落としでありますとか、なるべきキャッシュレスにこう変更していくという中におきまして、それが一番まあ課題となっております。そこを進めていく中におきましては、やはりその口座、メインバンクとしてる口座をたくさんお持ちだということで常陽銀行さんという形になったのかなというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号 指定金融機関について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第4、議案第72号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第72号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和4年度大洗町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,409万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億71万9,000円とするものであります。併せて、債務負担行為の補正をするものであります。

4ページをお開きください。

初めに、下段の第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。

英語教育の充実を目的に実施する外国語指導助手配置事業について、令和5年4月からの外国語指導助手の配置を円滑に進めるため、債務負担行為を設定し、契約行為等の事務手続きを進めるものであります。

8ページをお開きください。

次に、歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

1款議会費をはじめ、各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等及び会計年度任用職員関係の件費につきましても、職員の人事異動及び制度改正等による増減調整でありますので、これにつきましては説明を省略させていただきます。

また、各款に計上しております需用費につきましても、ウクライナ危機を契機に高騰する公共施設等の電気料や燃料費の追加補正が主なものとなりますので、説明を省略させていただきます。

初めに、2款総務費の一般管理費からご説明させていただきます。

さきの議案でも説明させていただきましたが、公務災害訴訟に関する経費として、弁護士謝金及び訴訟和解金合わせまして630万円を追加計上するものでございます。

下段の通信ネットワークシステム整備事業費につきましては、職員及び新規採用職員等が使用する端末に不足が生じているため、20台を新たに整備する経費として、備品購入費408万2,000円を追加計上するものでございます。

9ページにお進みください。

下段の都市開発等地域振興計画費につきましては、道の駅おおあらい（仮称）整備検討事業の一時凍結により、報償費及び基本設計委託料等合わせまして2,029万1,000円を減額するものでございます。

10ページをお聞きください。

戸籍住民基本台帳費につきましては、二つの事業合わせて280万5,000円を計上してございます。

一つ目がマイナンバーカードの更なる普及を図るため、県議会選挙の期日前投票会場において出張申請受付を行う経費や、マイナポイントの付与対象期限が終了する1月以降も引き続き申請促進を図るため、申請者にクオカードを配布する経費といたしまして、消耗品費など合わせまして242万円を追加計上するものでございます。

二つ目が、さきの議案でも説明させていただきました、コンビニ交付手数料減額に伴うシステム連携の確認作業等に要する経費といたしまして、委託料38万5,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、下段の地域づくり総務費につきましては、「ふるさと納税事業」において、今年度の寄附額を当初予算では3億円と見込んでおりましたが、年度末には6億円に到達する見込みであること、また、新潟県村上市への「災害支援寄附」が受付終了となる12月末までに150万円に到達する見込みであることから、寄附者への返礼品や基金への積立金、新潟県村上市への災害支援寄附金など、合わせまして3億1,713万6,000円を追加計上するものでございます。

続きまして11ページをご覧ください。

3款民生費障害者福祉費につきましては、三つの事業合わせまして1,324万5,000円を計上してございます。

その内訳ですが、一つ目は、在宅の障害児・障害者や難病等により日常生活のしづらさが生じて

いる方の生活実態と支援ニーズを把握する調査費用といたしまして、時間外勤務手当と消耗品費合わせまして4万5,000円を追加計上するものでございます。

二つ目は、令和5年度に予定されている障害福祉関係データベースの稼働に向け、事務システムの改修に要する費用といたしまして、委託料66万円を追加計上するものでございます。

三つ目は、障害児給付につきまして、サービス利用者数が増えたことにより、扶助費などと合わせまして1,254万円を追加計上するものでございます。

続きまして、医療福祉費の医療福祉費補助金精算返還金につきましては、令和3年度の実績に基づき、県へ返還するための費用といたしまして78万2,000円を追加計上するものでございます。

その下、国民健康保険特別会計繰出金の6万4,000円の減額と介護保険特別会計繰出金の6万8,000円の追加につきましては、人件費の制度改正による繰出金の調整でございます。

13ページにお進みください。

中段の6款農林水産業費農業振興費の米の需給調整推進事業補助金につきましては、農家による行政手続きのオンライン申請を可能とするため、水田台帳データを農林水産省共通申請サービスへ移行するための経費として176万円を追加計上するものでございます。

続きまして15ページにお進みください。

8款土木費住宅管理費につきましては、突発的に発生しました町営住宅の漏水や設備の不具合などに対応する費用といたしまして195万8,000円を追加計上するものでございます。

最後に5ページにお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらのご説明申し上げました歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金を94万7,000円減額、県支出金493万3,000円、寄附金2億9,150万円、繰越金6,636万3,000円、諸収入1,224万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億7,409万5,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第72号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第72号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 障害福祉費の件について伺います。

生活のしづらさに関する調査ということで取り組む予算が計上されておりますが、

○議長（飯田英樹君） 菊地議員、ページ数よろしいですか。すいません。

○12番（菊地昇悦君） 11ページだと思います。

○議長（飯田英樹君） はい。

○12番（菊地昇悦君） 生活のしづらさに関する調査、福祉課ですよ。これで、今町長から説明されました在宅の障害児、あるいは難病者の日常生活の把握、ニーズを調べるというふうになっておりますが、これはですね、まず全体の調査の仕方ですね、調査はどのような形で行われるのか伺い

ます。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

生活のしづらさなどに関する調査についてでございますけれども、こちらの概要ですけれども、先ほど町長からご説明ありましたとおり、障害をお持ちの方を、在宅の、在宅の障害児及び障害者の方、それから難病をお持ちの方などの生活実態と支援ニーズを把握するというのが目的で創設された調査でございます。

調査の方法としましては、国勢調査の調査区を単位といたしまして、そこから大洗町の場合は1調査区なんですけれども、指定をされまして、その調査の中でそういった対象の方がいらっしゃるかどうか、その方に対してニーズ調査をいたします。そういったことでございます。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 難病者とか、あるいは在宅の障害者がいるかないか、改めて調べなきゃ分からないというようなものなんでしょうかというのが第一の疑問なんですけど、ただ、その点はどのようなかということですね。

もう一つは、この実態を把握するには、全ての方を対象にするのか、あるいは、その中の対象者の定数があるんですね、定数といいますか、何十人という県からの調査数、これが求められてて、そういう数をこなすというような形なのか、その辺もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 障害をお持ちの方及び難病の方の実数については、私どものほうでも把握しておりますので、そこを調査するものではございません。全国の在宅の方の実態調査になりますので、今回大洗町の場合は国勢調査区の指定された1調査区のみ、その調査区ですと大体、障害者の方じゃなくて全体の件数として45世帯あるんですけれども、そこに住まわれてる障害のある方に対してのニーズ調査という形になりますので、まあ調査、実際入っておりませんが、その今回の大洗町の1調査区45世帯の場合は、10人弱、十数人いらっしゃるのかなという形で予想はしております。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町が把握してる方と、国勢調査に基づいたその対象者という、まあそういうふうの説明を受けたように私感じるんですが、これで全体の実態、個々人のニーズっていうものがはっきりと把握できるのだろうかどうかっていうところ。難病とか、あるいは障害を持ってる方、それぞれがニーズが違う可能性もあると思うんですね。人数的には数百人という数でなくて数十人という対象者ですので、これ全て調査するということが大事ではないかというふうには思うんですね。

もう一つは、その調査したものは県の委託ですけども、町としてはどういうふうを活用できるの

かどうか。この点、最後に伺います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員のおっしゃいますとおり全員の調査というのが望ましいのではないかという話ですけれども、今回のこの生活のしづらさに関する調査については無作為の調査でございます。大洗町の場合は1調査区のみ指定ですけれども、ほかの水戸市であったり、県内全部、全国で調査するものなので、人口の多いところはそれだけ調査区が多うございますので、ランダムなところで調査をして国が吸い上げて今後の政策にどう生かせるかどうか、その旨の調査かと認識しております。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 4回目になりますんで。じゃあ、12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 調査したものを県の委託で県に報告するんでしょうけれども、町としてその調査非常に大事だと思うんですね。全国的な調査の集計っていうのは行われるんでしょうけれども、個々の大洗町に住んでる方の実態調査、そしてニーズっていうものこそ大事だと思うんですね。それが活用されるのかどうか。そこまで行ってしまうことは、非常にこういう機会ですから大事ではないかというふうに伺って、町ではどうするんですかと聞いたんです。それも含めて伺ったんですね。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 今回のこの生活のしづらさ調査、まあ私どもの予想では10人程度かなと思っておりますけれども、その10人程度の意向をですね何かしらのところに反映させられるかどうか、そうなりますとやはりちょっとこう偏りが出てくるのかなと思います。で、私どものほうでは、障害計画、福祉計画のほう3年に一度作成しております、そちらのほうでも在宅の障害をお持ちの方にアンケート調査もしておりますので、そういった部分で町の障害者施策に対する計画に資するような調査はそちらのほうで把握できるかと考えております。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 私は、10ページの戸籍住民基本台帳費の242万円、この支出についてなんですけれども、これって県議会議員選挙で出張って行ったと行ったとこなんです、今現在の大洗町の普及率、マイナンバーどのぐらいまで行ってるのかをまず教えていただけますか。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

現在のマイナンバーカードの交付状況につきましては、11月30日時点が最新なものでありまして、交付率が49.8%で、申請率につきましては60.8%行っております。まあ県全体の交付率が51.9%、全国の平均が53.9%となっております。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） わかりました。その後に町長が申されてた、マイナポイントが1月に終わるんですけど、あれ。マイナポイントって1月、つくやつが1月。で、それを2月以降にクオカードを配布するといったものっていうのは、大洗独自のものになってくるんですか。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 議員のご質問にお答えします。

マイナポイントのほうなんですけど、今年の12月までに申請していただいた方が来年の2月末まで申請できるというものでございます。で、こういったクオカードなどのノベルティーですが、ノベルティーというか、ほかの自治体でもやっております、大洗のほう、ちょっと着手が遅れたような感じでございます。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 私もそのマイナポイントをつくってというようなものというのが、よく高齢者の方だと結局ポイントの使い方がわかんないとかそういったことがあるんで、逆にこのクオカードを配ってあげたほうが高齢者にとっては何か逆にわかりやすくていいのかなと思って、ただの感想で終わります。ありがとうございます。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 同じくマイナンバーカードについてなんですけど、いろいろな特典をつけて早く皆さん交付してくださいよという、いわゆる水引的なものがあるんですけども、申請方法についてなんですけど、これはまあ国独自の事業であって事務委託をされて皆さんがやられてると。で、各その市町村ごとに裁量権がないんでしょうけども、申請制度でありながら、もう少しその申請を、まあ申請をしたいということと、すぐに手元に送って勝手にもらいたいっていう方が実はいるんですね。で、これを私は論じるのではなく、裁量権というものは、町独自の申請をするための裁量権っていうのはどこまで許されてるのかちょっと確認したいんですけど、その辺で答弁ができればお願いをしたいんですけども、あくまでも国の委託事務事業であって裁量権はないと。同じシステムしかない。ですから、そのポイントをつけたり、クオカードにするというのも一つの水引としてはいいとは思いますが、それ以上に一番の問題は、その申請をする手間が老人の方たち、高齢者の方たち難しいという方が結構いらっちゃって、で、独居の方、老々世帯の方も含めると、その辺の普及率ってのは、その辺で若い人の普及率と高齢者の普及率と多分普及率の度合いが違うと思うんですね。そのあたりはどのようにしてるのか。そして、その把握した上でどのような改善できるかってのは、どのようにお考えなのか。まあ担当者として答えられる範囲で結構ですからお願いをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えします。

マイナンバーカードの申請方法なんですけども、ご自分でもできるんですけど、あれやってみますとなかなか難しいということがあって、現在役場のほうで申請コーナーをつくって受け付けもしております。で、先月からでしたか、祝町方面から個別訪問始まりまして、職員がそうですね、一軒

一軒回りまして、申請用の専用の機械がございますので、それで電子申請のほうをお手伝いしております。ポイントのほうも、やはりお電話があれば、何月何日何時に来てくださっていただければ職員が伺うようにしております。

こういったところでよろしいでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。よくわかります。現場の考え方、また現場の何ていうんですかね、現場の皆さんの苦渋というのもよく理解できてます。

○議長（飯田英樹君） 坂本議員、ちょっとお待ちください。菊地議員のほうのほうがいいかもしれません。

○11番（坂本純治君） マイクが嫌がってるようですが、こういうね結果的に私思うのは、これは皆さんたちの質問ではない、皆さんたちに対しての質問じゃないんですけども、国の事務事業でありながら現場の反映がされないっていうのが一番なんだろうと思うんですよ。それをポイント制にしたり何かするっていうね、そういうその矛盾を感じて今質問してるんですけども、もっと、まあ個人情報のこともありますので、保護法に照らし合わせても別な方法がもっとあるんじゃないか。で、ある程度その地域性に合ったもので、しっかりとしたですねことができる裁量権というもの、本来であれば落としてくるべきであろうというふうには思うんですね。そうしていかないと、この今、大体、まあ昨日もテレビで6割、全国で6割って、先ほど53%っていう数字が出ておりましたけども、最終的に何年度区切って、そこでいわゆる保険業務もそこにひもづけをするということになると、なかなか多分間に合わないだろうと。延長延長でまた延ばすようになるだろうというふうには思うんですが、そのあたりの総務省の考え方とかね、その辺も含めて皆さんたち大変だなと思います。

で、出張した場合に、もう一個だけ質問はですね、出張で皆さんがやられてる場合の、その時のいわゆる人件費とか何かの委託料と、委託料っていうか事務経費に対する国からの補助というものが、そういったものまで出てきてるのかどうかをまずお尋ねをして、質問を、2回目の質問ですが、これで終わりたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 議員の再度の質問にお答えします。

特にマイナンバーカードの補助金というのは、出張については備品ですとか人件費とか手厚くついておりますが、令和5年度以降どうなるかはちょっと今のところ不明でございます。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 私も坂本議員と全く同感です。言わんと、おっしゃりたいという思いは十分にわかります。私はもうこれは保健所と同じように、こちら側でつくって一方的に配付したらいいだろうと。お年寄りなんか皆さんそういうおっしゃってるんですよ。あんなこと私が行かなくてもいいから作って持ってきたらいいよっていうようなことを言われるんですが、私もそのとおりだと思ってるんです。で、国のほうに、国会議員なんかそういう話をしますと、やっぱり今こうい

うこう政治状況と申しますか、国家の管理が非常に強権的なんじゃないかとかそういうようなことがあって、なかなかその法案としてそういうような提出ができないっていうか、なかなかその全党の政党のいわゆる合意形成が図れないという、いわゆるアンタッチャブルな世界みたいになってしまってるんですが、あとは、ひもづけされて全てこう我々の行動まで記録されてしまうんじゃないかとか国家が管理してしまうんじゃないか、そういう危険性を言われる方いるんですが、私はできればそうしてほしいと思って、そうしてほしいって、国家管理厳しくするってことじゃなくて、もうこちらでもう機械的に作って発給すると。ですから、子供さん生まれれば子供さんに発給するっていう、もうその場で出生届と同時にお渡しするってことにすれば一番よろしいのかなというような、そんなもうスタートラインに立っております。

しかし、なかなかそうはいかないということでもありますから、どうやったらこの普及が進むのかなと。で、マイナポイントとか何とかと今、櫻井議員からもお話しありましたように、ああいうようなことやってんだったらもう現金給付でもしたほうがむしろわかりやすい、そこで作った方にとこう2万円でもお渡ししたほうがいいんですが、まあそこは少し憶測になるんですが、どうしてもこの業界の育成とかいろんなことがあって、多分そこの連携があってああいうポイント制とか何とかってことになってるのかな。まあ総合的に勘案してああいう制度になってんのかなっていうことなんです、そもそもそのポイントだとかの使い方がわからないとかインセンティブにならないってな、そういうご意見もありますので、そういうことはしっかり国にお伝えしたいと思っております。

私は、先ほど坂本議員言われるように、この地域特性に応じた対応の仕方っていうことではありますが、まさにおっしゃるとおりで、初めからこんなこともうないんだったらこちら側で待ってんじゃないくて、もう小さい町なんだから一軒一軒ピンポンピンポンして、我々が選挙で歩くように、もう皆さんにどうですか、その場である程度補助、法制度の枠組みを逸脱しない範囲でいろいろとこう申請の作業をお手伝いをすることによって普及率を高めようじゃないかっていうことで、業務のいわゆる範囲内、先ほど申し上げましたように勤務時間内にご訪問をさせていただくということでもあります。まあ普及率がある程度上がってきましたら、ある程度、今度はそのやられてない方、まあ最後20%とか何かって必ず残るでしょうから、8割ぐらいまで行ったら今度はこう場当たりのというか、もう連綿とやるのではなくて、その方々を対象にまたどうしていかっていうことを考えるような方法論をとりたいと思っております。

それで先ほどもお話しありました、今度クオカードに切り替えるっていうことについては、だいぶほかの自治体もこのマイナポイントがなくなってインセンティブが働かない。そもそもそのマイナンバーカードの必要性そのものをというか、マイナンバーカードそのものも理解されてない。そしてマイナンバーカードが今後何に必要でどうなってくるのかっていうその必要性全体というか、その趣旨そのものを理解されてない方がいっぱいいる中で、単純にそのマイナポイントとかそういうものでこう釣ろうというその、そこそのものが少しく何か逸脱したというか、余りにもその考え方が安直すぎるなっていうところがあるんですが、ただし、その部分も若干ではありますけども、

やっぱりマイナポイントが一つのインセンティブにつながってるということを考えていった時には、やはり、じゃあこれが終了した時には何かそういうインセンティブになるようなものということでクオカードっていうことでありましたけども、先ほど議員おっしゃったように、地域に応じた形でどういうものが適当なのかっていうことも踏まえた上で、ほかの自治体と差異をつけるっていうことも一つ必要かもわかりませんし、また、本当に皆さん方が望むものっては何なのかっていうことも含めて考えてしっかり対応し、普及率を上げていきたいと思っております。

議員よくよくご存じだと思いますけども、今後その交付税に関して、この普及率ってというのが反映されてくるだろうということが言われております。決してその減点方式じゃなくて加点方式で、この交付税に措置されるだろうってことがありますので、できるだけ普及率を上げて、そして、しかし本来は交付税ってのもこれも何か我々自治体側のインセンティブみたいに言われてますが、本来の最初の制度上の創設趣旨、そのことをしっかり損なわずに、それでその創設趣旨に沿った形で我々も行政体がしっかり効率化を図ったりとか、住民の皆さん方の利便性向上につながるような、そういう制度構築を進めていきたいと思っておりますので、またいろいろ適宜ご指摘をいただければと思っております。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第72号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

なお、再開は午前10時40分といたします。

（午前10時28分）

---

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

◎議案第73号ないし議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第73号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)、議案第74号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第75号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第76号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長(國井 豊君) 議案第73号から議案第76号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。21ページをお開きください。

議案第73号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,456万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を17億8,901万2,000円とするものであります。

25ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費一般管理費の報酬、給料、職員手当等及び共済費につきましては、一般会計と同じく、人件費の制度改正による増減調整等についてでございます。

委託料につきましては、国民健康保険税の軽減措置制度改正へ対応するためのシステム改修費といたしまして、16万5,000円を追加計上するものでございます。

2款保険給付費の一般被保険者高額療養費につきましては、今年度の実績見込みにおいて不足が見込まれるため、4,414万1,000円を追加計上するものでございます。

傷病手当費につきましても、新型コロナウイルス感染者に対する傷病手当金に不足が見込まれるため、32万6,000円を追加計上するものでございます。

23ページへお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしましては、県支出金を4,463万2,000円追加、繰入金を6万4,000円減額し、歳入歳出それぞれ4,456万8,000円を追加補正するものでございます。

29ページをお開きください。

議案第74号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億2,472万2,000円とするものであります。

31ページをご覧ください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費一般管理費の報酬につきまして、一般会計と同じく、人件費の制度改正による調整により6万8,000円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、一般会計からの繰入金6万8,000円を追加補正するものでございます。

続きまして33ページをお聞き願います。

議案第75号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を6億168万円とするものであります。

35ページをご覧ください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款公共下水道事業費の職員手当等につきましては、一般会計と同じく、人件費の制度改正による増減調整等でございます。

光熱水費につきましても、一般会計と同じく、電気料高騰の影響を受け、港中央中継ポンプ場等の電気料について137万円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしまして、繰越金106万円を追加補正するものでございます。

続きまして37ページをお開きください。

議案第76号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、収益的支出について、水道事業費用の予定額を150万3,000円減額し、補正後の予定額を6億2,664万6,000円とするものであります。

また、資本的支出の予定額につきましては、15万4,000円追加し、補正後の予定額を3億5,735万6,000円とするものであります。

38ページをご覧ください。

収益的支出及び資本的支出ともに、一般会計と同じく、人件費の制度改正による増減調整によるものでございます。

以上、議案第73号から議案第76号までの提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第73号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 国保の問題で1点お尋ねをしたいと思います。

先ほど町長からの提案の中で、高額医療の増額ということが報告っていうか提案がありましたけれども、約4,000万強の金額がここに載っております。これというのは突発的であるのか、それとも人口比率的に高齢化率に合わせてある程度の増加が見込めて、またその増加になってきたのか。そのあたりは、改正的なものなのか、突破的なものなのか。どのように受け止めてよろしいのか。更に来年度に向けてはですね、もう今12月ですけども、予算、来年度の予算措置そろそろ皆さん計算される頃だろうと思うんですけども、どのような、この項目についてだけで結構ですけども、展望的なものをお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えします。

不足の主な理由としましては、コロナの影響で受診控えがありました。一時的に落ちてきたタイミングで病院の受診が増えた。で、特に昭和22年から24年生まれの団塊の世代の方が70歳から75歳になっておられて、この年代での給付が伸びているそうです。で、来年に向けましては、やはりコロナ禍とかそういうことも勘案しまして、人口構造も勘案しまして、実績などを見ながら予算を計上したいと考えております。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。同じくこれは75歳以上になります、後期高齢者になりますから、そうなった時に同じような訂正がやはりあるんだろうなというふうにならないうちも踏まえて確認させていただきました。終わります。

○議長（飯田英樹君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 私も坂本議員に似たところの質問になるんですけども、この高額療養費が何名の方が該当したのかなとかって思ったんですけど、まあ結構多数なんですね、今の話聞くと。70・・・じゃあ、傷病手当は逆に何名分とかっていうのって具体的な数字とか出るのかなと思ひまして、それ1問だけ聞いて終わります。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 櫻井議員のご質問にお答えします。

傷病手当のほうなんです、申請があったのが5月から9月の間でして、件数にしますと13件となっております。

○議長（飯田英樹君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第73号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第74号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第74号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第74号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第75号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第75号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第75号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第76号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第76号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第76号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第5、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 今回も有り難いご寄附をいただきましたので報告をさせていただきます。

日立市のイガラシ綜業株式会社 代表取締役 五十嵐則夫さんから、企業版ふるさと納税に係る寄附として50万円、大洗町大洗海の街大洗創生推進プロジェクトの一助として頂戴いたしました。

一般のご寄附として、大洗町の猿田俊子さんから100万円、町の振興発展の一助になるようにという願いを頂戴しましていただきました。

また、水戸市南町、明治安田生命保険相互株式会社水戸支社の支社長 中平泰弘さんから50万6,000円、これは社内で集めたそうでありますけれども、やはり町の振興発展の一助としてご寄附を

頂戴しました。

もう当然皆さん方、ご寄附いただきました皆さん方の思いを胸に、しっかり活用させていただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日12月14日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前10時54分

